

○東京藝術大学音楽学部長候補者推薦内規

昭和35年7月7日  
制 定

改正 昭和44年4月17日 平成14年9月19日  
平成16年4月22日 平成19年11月8日  
平成25年10月10日 平成25年10月24日  
平成26年7月17日

(目的)

第1条 この内規は、東京藝術大学学部長選考規則（以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、東京藝術大学音楽学部長（以下「学部長」という。）候補者の推薦その他必要な事項について定めることを目的とする。

(候補者の推薦)

第2条 音楽学部教授会（以下「教授会」という。）は、学長からの要請に基づき、学部長候補者を選出し、学長に推薦する。

(候補者の資格)

第3条 学部長候補者は、規則第5条別表第一に規定する資格を有する者とする。ただし、次の各号の一に該当する者は学部長候補者の資格を有しないものとみなす。

- (1) 任期の開始の日の前日までに定年退職を迎える者
- (2) 学部長として引き続き6年を超えて在任する者
- (3) 現学部長で次の学部長候補者に辞退する者

(投票及び推薦手続き)

第4条 学部長候補者の推薦は、投票により行う。

2 前項の投票の実施方法等については、教授会が別に定める。

(雑則)

第5条 この内規に定めるもののほか、学部長候補者の推薦等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、昭和35年7月7日より実施する。

附 則

この改正内規は、昭和44年4月17日から実施する。

附 則

この内規は、平成14年9月19日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成16年4月22日から施行する。

2 この内規施行の際、現に在任する学部長の任期は、平成17年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成19年11月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月10日から施行する。

附 則

この内規は、平成 25 年 10 月 24 日から施行し、平成 25 年 7 月 18 日から適用する。

附 則

この内規は、平成26年 7 月 17日から施行する。